

連合福岡

2025 年度政策・制度要求



2025 年 9 月 2 日

日本労働組合総連合会福岡県連合会

2025年9月2日

福岡県知事
服部 誠太郎 殿

日本労働組合総連合会福岡県連合会
会長代理 吉村 淳治

「連合福岡 2025年度政策・制度要求」の申し入れ

福岡県におかれましては、県民が安心してたくさんの笑顔で暮らせる福岡県をめざし、知事が組織の先頭に立って精力的に取り組みを進めていただいていることに対し深く敬意を表します。また、日頃から連合福岡の諸活動にご理解を賜りご協力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、2025年度政策・制度要求の策定にあたっては、2024年度要求に対する回答評価はもとより、足もとの我々を取り巻く環境や当面の課題等を考慮し、検討を行ってまいりました。

その中の主な課題として、賃金と物価の好循環の実現があります。賃金引上げにおいては、2025春季生活闘争において各構成組織の交渉により、高水準の回答が続いているものの、賃金引上げがここ数年の物価上昇に迫いつている組織・労働者は限られております。賃金と物価の好循環の実現に向けては、社会全体においてサプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配や公正・適正な取引における労務費を含む適切な価格転嫁の実現が欠かせません。

また、課題のもう一つに、我々の生活に関わる安全対策があります。毎年のように発生する自然災害への対策や、本年1月埼玉県で発生した下水道管破損による道路陥没事故など、生活インフラの老朽化対策にも講じる必要があります。

さらには、人口減少、カーボンニュートラル、あらゆるハラスメント撲滅、ジェンダー平等で多様性を認め合う社会の実現などの課題への対応も必要です。

これらの課題を克服し、経済を自律的かつ持続的に成長させ、包摂的な社会を構築していくためには、SDGsの考え方をふまえた「誰一人取り残されることのない」社会の実現も不可欠です。そのため、全世代支援型の社会保障制度のさらなる構築、すべての子どもの教育機会の保障など、すべての働く者・生活者のくらしの底上げ・底支え、格差是正、貧困の撲滅に資する政策の実行が求められています。

連合福岡はこのような認識に立ち、連合がめざす「働くことを軸とする安心社会～まもる・つなぐ・創り出す～」の構築に向けて、6分野28項目(59小項目)と、重要性や優先度を鑑みた重点項目13項目を設定した「2025年度政策・制度要求」を取りまとめました。

つきましては、働く者、生活者の立場からの要求として受け止め、鋭意ご対応いただきますようお願い申し上げます。

以上

連合福岡 2025年度政策・制度要求①【労働・教育】

<労働>・・・P1～3

1. 不合理な解雇等を防止するための労働関係法令の徹底に向けた取り組み継続
2. 生活困窮者への生活支援
 - (1) 生活支援に関する相談窓口の充実・強化
 - (2) 生活保護に関する取り組み
3. 雇用創出・拡大と労働対策の強化
 - (1) 中小企業・小規模事業者への支援
 - (2) 障がい者雇用の推進・強化
4. 雇用の維持・確保に向けた対応
5. 公正・適正な取引の推進
 - (1) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配の実現【重点項目】
 - (2) 下請法及び下請振興法の改正対応【重点項目】
 - (3) 福岡県が発注するすべての事業の適正な取引のさらなる推進
6. 働く環境の整備
 - (1) 女性・高齢者・外国人の働く環境の整備【重点項目】
 - (2) 「働き方改革関連法」の推進
 - (3) 勤務間インターバルの推進と法制化への対応
 - (4) 公契約に関する議論の充実
 - (5) 男性の育児休業取得
 - (6) ポジティブ・アクションの取り組み
 - (7) 幼稚園教諭・保育士等の処遇改善
 - (8) 待機児童及び未入所児童の解消に向けた取り組み

<教育>・・・P4～5

1. 質の高い教育と誰もが安心して学べる教育環境整備の強化
 - (1) 教職員未配置の解消【重点項目】
 - (2) 少人数学級実現と教職員定数の改善
 - (3) SC・SSW、スクールサポートスタッフによる相談機能の充実
 - (4) ICT支援員配置および通信費・補修費等の予算配置
 - (5) 教育格差の是正
 - (6) 放課後児童クラブの拡充
2. インクルーシブ教育の充実
 - (1) インクルーシブ教育の構築
 - (2) 特別支援学校の施設の充実
3. 労働教育・主権者教育の推進と充実
 - (1) 労働教育の推進
 - (2) 主権者教育の推進

連合福岡 2025年度政策・制度要求②【医療・地域活性化】

<医療>・・・P6～7

1. 医療体制の充実・強化

(1) すべての医療従事者の職場環境の改善【重点項目】

(2) 医師の地域偏在解消に向けた取り組み

2. 地域包括ケアシステムの推進

(1) 介護職員の人材確保に向けた処遇改善、職場環境改善【重点項目】

(2) 地域包括ケアシステムの体制強化

(3) 「福岡県医療費適正化計画」の推進について

(4) 介護サービスに対する支援

(5) 地域で安心して暮らすための包括的支援体制の構築

3. すべてのケアラー支援に関する取り組みの推進【重点項目】

<地域活性化>・・・P8～9

1. 福岡県交通ビジョン2022の推進

(1) 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築【重点項目】

(2) 物流・交通ネットワークへの支援【重点項目】

(3) 広域連携型コンパクトシティの構築

(4) 公共交通施設のバリアフリー化

2. 渋滞緩和・走行環境への対策

3. 公共交通の犯罪対策支援

4. 交通空間の整備および交通マナー向上の推進

(1) 通学路などの危険個所の改善

(2) マナー違反者への指導や取締りの強化

(3) 交通安全運動などの安全対策の促進

5. デジタル・ガバメントの推進

6. 投票率向上の取り組み

7. 新しい生産技術開発などに向けた産学官との連携および支援

8. 新たなモビリティサービスの活用と課題および地域活性化に向けた取り組み

連合福岡 2025年度政策・制度要求③【環境・安全】

<環境>・・・P10～11

1. 環境保全と地球温暖化対策の強化推進
2. 「2050年カーボンニュートラル」の実現
 - (1) GXと「公正な移行」の具現化に向けた地域における取り組み【重点項目】
 - (2) 地域・家庭における理解促進
 - (3) 市町村との連携強化
3. 安全・安心で安定的なエネルギー社会の実現
 - (1) 再生可能エネルギーの着実な普及拡大
 - (2) 利用者の視点に立った自動車の電動化の推進

<安全>・・・P12～14

1. 総合的な防災・減災対策の充実・強化
 - (1) 地域インフラの整備【重点項目】
 - (2) 福岡県地域強靱化計画の推進
 - (3) 福岡県建築物耐震改修促進計画
 - (4) 情報伝達機能の強化
 - (5) 避難行動の体制整備
2. 飲酒運転撲滅対策、交通事故防止対策の推進
 - (1) 飲酒運転の撲滅【重点項目】
 - (2) 高齢者の運転免許自主返納への対応
 - (3) 高齢者の安全運転への対応
3. DV・児童虐待・性犯罪等に関する対応
 - (1) DV・児童虐待対策
 - (2) 性犯罪対策
4. カスタマーハラスメントの撲滅
 - (1) 社会的合意形成の推進【重点項目】
 - (2) 事業者による取り組みの推進
 - (3) 消費者教育の充実・強化
5. こころの健康対策
 - (1) 相談窓口の充実・強化
 - (2) SNSリテラシー教育の充実

【労働・教育】

＜労働＞

1. 不合理な解雇等を防止するための労働関係法令の徹底に向けた取り組み継続

労働関係法令を徹底させるため、周知はもとより不合理な解雇や雇止め、内定取り消しや休業時の賃金補償が行われない等の不適正な事案に対しては、速やかかつ厳正に対処するよう、引き続き福岡労働局およびハローワークと連携をはかること。

2. 生活困窮者への生活支援

(1) 生活支援に関する相談窓口の充実・強化

生活困窮者などに対する生活支援に関する相談窓口の充実・強化をはかるとともに、引き続き「包括的支援体制事業」の市町村における早期の体制構築に向け、支援を行うこと。

(2) 生活保護に関する取り組み

生活保護を必要とする者には確実かつ早期に実施されるよう以下の取り組みを進めること。

- ①生活保護に関する広報をより充実させるとともに、各保健福祉事務所や実施主体となる市に対して、指導・支援を行うこと。
- ②生活保護の弾力的な運用の継続を国に要請すること。

3. 雇用創出・拡大と労働対策の強化

(1) 中小企業・小規模事業者への支援

関係機関と連携・協力し、今後の物価動向や人件費等、社会・経済情勢を見据えた中小企業・小規模事業者への支援に資する以下の取り組みを進めること。

- ①支援体制を整備すること。
- ②各種支援策の周知など、利用拡大の取り組みを継続すること。
- ③取引の「しわ寄せ」防止のための、県内事業者への関係法令を周知徹底すること。

(2) 障がい者雇用の推進・強化

障がいの種類および程度にかかわらず、障がい者が差別されることなく働ける社会の実現に向け、以下の取り組みを進めること。

- ①法定雇用率未達成企業に対し、セミナー開催や企業への助言など雇用支援の各種取り組みを講ずること。特に、障がい者を全く雇用していない企業への対策を強化すること。
- ②法定雇用率未達成企業の割合が多い中、率先して対応すべき県教育委員会の達成率が極めて低い実態を踏まえ、達成に向け具体的な対策を講ずること。

4. 雇用の維持・確保に向けた対応

年代や対象、雇用形態など求職者の置かれた状況に応じ、就職転職支援や職業訓練など就業機会確保の対策を講ずること。

5. 公正・適正な取引の推進

企業経営における原材料、エネルギーコストの上昇や、賃上げによる労務費上昇を踏まえた価格転嫁が難しい環境にあることから、以下の取り組みを進めること。

(1) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配の実現【重点項目】

取引の適正化を進めるため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みの推進・拡大に加え、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について、セミナー開催や専門家派遣など周知、徹底すること。また、価格転嫁・適正な取引の必要性を広く社会全体に発信すること。

(2) 下請法及び下請振興法の改正対応【重点項目】

2026年1月施行の下請法及び下請振興法の改正内容について、事業主への周知や指導・助言等の支援を行うとともに、社会全体へ発信すること。

(3) 福岡県が発注するすべての事業の適正な取引のさらなる推進

下請け企業等に対する適正な取引（契約）が重要であることから、引き続き福岡県のリーダーシップを発揮するとともに、企業・事業所の模範となるよう、主体的に以下の取り組みを進めること。

- ①「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った取り組みを徹底すること。
- ②福岡県が発注する公共工事をはじめとする、すべての事業にスライド条項を適用すること。

6. 働く環境の整備

(1) 女性・高齢者・外国人の働く環境の整備【重点項目】

少子高齢化や生産年齢人口の減少による労働力不足が深刻化しており、人手不足による労働提供制約が経済や社会の成長の阻害要因となることが懸念されており、女性・高齢者・外国人の働く環境整備が求められている。こうした状況を踏まえ、以下の取り組みを進めること。

- ①女性・高齢者・外国人の雇用機会の拡充や定着に係る取り組みの更なる充実を図ること。
- ②男性が家事・子育てに主体的に関われるよう、男性の育休取得促進を始めとした子育て世帯が働きやすい環境整備のための取り組みや助成について更なる充実をはかること。
- ③2025年4月および10月施行の育児・介護休業法改正の内容について、事業主への周知をはかること。

(2) 「働き方改革関連法」の推進

「チャレンジふくおか『働き方改革推進協議会』」において実施したアンケート結果を踏まえ、更なる分析を実施し、明らかになった課題の解決に向け、市町村および事業主に対し、必要な助言・指導を行うこと。

(3) 勤務間インターバルの推進と法制化への対応

「働き方改革関連法」において、企業に導入の努力義務が明記された「勤務間インターバル制度」は、導入している企業、もしくは導入を検討している企業が非常に低水準の状況にある。そこで、福岡県がリーダーシップを発揮して導入促進に向けた企業への働きかけおよび導入率の確認を行うこと。また、努力義務により企業間のばらつきが生じないように、強制力のある法制化へ向け国に対し要請すること。

(4) 公契約に関する議論の充実

令和6年度福岡県労働政策審議会において、議題に「公契約条例に関する意見について」が挙げられ、公契約条例の制定に伴う労働条件を含む影響や課題などについて、学識経験者、労働者代表、使用者代表の委員から、それぞれの立場による意見が出されている。その中で、福岡県労働政策審議会の会長からは、今後、十分議論していく必要があるとの見解が示されていることから、議論の充実に向け公・労・使などによる勉強会・意見交換会などの開催を求める。

(5) 男性の育児休業取得

事業主に対する男性の育児休業取得制度の更なる周知徹底および制度内容の理解促進に向けた取り組みを行い、男女平等参画社会の実現に努めること。また、引き続き、制度の取得状況を注視していくとともに育児休業を取得した際に所得水準が低下しないよう補償の拡充などの対策を講じること。

(6) ポジティブ・アクションの取り組み

ポジティブ・アクションの取り組みを推進するには、トップの役割が重要である。男女の固定的な役割分担意識や男性中心の職場慣行などが残っている職場に向けて、引き続きポジティブ・アクションの重要性を伝えて理解を促してもらい、企業の風土改革やアンコンシャス・バイアスの是正を含む女性活躍のための環境整備が行われるよう、事業主に対し広く周知をはかること。

(7) 幼稚園教諭・保育士等の処遇改善

子どもを預け安心して働くためには、質の高い保育所等の整備とともに幼稚園教諭・保育士等への抜本的な処遇改善によるディーセント・ワークの実現が必要である。引き続き人材配置の算定基準の改善を国に対して強力に求めるとともに、自治体独自の有効な取り組みについて、他の市町村への横展開をはかること。

(8) 待機児童及び未入所児童の解消に向けた取り組み

待機児童数は減ったもののいまだ待機せざるを得ない児童が多数いる状況である。多くの未入所児童をかかえる福岡都市圏などでは「企業主導型保育事業所」の積極的な活用を促すとともに、円滑に生活できる場での待機児童や未入所児童の解消をはかること。

<教育>

1. 質の高い教育と誰もが安心して学べる教育環境整備の強化

(1) 教職員未配置の解消【重点項目】

県内における教職員未配置は年々悪化し、子どもたちの学習権を保障するうえで大きな問題となっていることから、以下の取り組みを求める。

- ①教職員未配置状況が改善していないことから、県費会計年度任用職員を含むすべての教職員の未配置状況の実態を把握すること。
- ②未配置発生の大きな要因となっている教員の長時間労働とあわせ、長時間労働以外にもさまざまな要因が考えられることから、未配置が解消されない要因を具体的に分析すること。
- ③上記①②の結果を踏まえ、教職員未配置の解消に向けた実効性のある措置を講じること。

(2) 少人数学級実現と教職員定数の改善

一人ひとりの子どもたちへの学びの保障と充実のために、小中学校、高等学校において、県費負担による早急な少人数学級実現と教職員定数の改善を強く求める。

(3) SC・SSWによる相談機能の充実

子どもたちの心身への負担軽減に繋げるべく、引き続き SC・SSW 等の専門スタッフの配置を充実させるなど、相談機能の充実に取り組むこと。

(4) ICT支援員配置および通信費・補修費等の予算措置

ICT活用・推進に伴い、学校現場では教職員の負担が増しているため、以下について求める。

- ①教職員・子どもの ICT 活用を援助するため、ICT 支援員の全校への配置を継続させつつ、常駐化を目指すこと。
- ②学校から配付されたタブレット端末の通信費や破損した場合の修理費および更新費等について保護者負担が生じないように予算措置を継続すること。

(5) 教育格差の是正

家庭環境の違いや経済格差が、大学などの高等教育機関までの教育格差につながっている実態がある。家庭の経済社会的状況が教育格差を生まないよう、厳しい家庭状況の子どもに対する適切な支援を行うこと。

(6) 放課後児童クラブの拡充

放課後の子どもたちの遊びや生活の場である放課後児童（学童）クラブは、支援員不足や施設の不足などにより、利用したくても利用できない待機児童が生じていることから、引き続き助成の拡充をはかる等、待機児童の解消に向けた支援を講ずること。

2. インクルーシブ教育の充実

(1) インクルーシブ教育の構築

障がいを理解するためには障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育が重要である。相互理解の促進に向けて、「地域の学校ならびに普通学級に在籍して教育を受けられる」体制を構築すること。

(2) 特別支援学校の施設の充実

特別支援学校における安全面を最優先にした施設・設備を整備するため、各学校へヒアリングを行い、その結果にもとづく具体的な対策を引き続き講じること。

3. 労働教育・主権者教育の推進と充実

(1) 労働教育の推進

学校現場において、勤労観・職業観の確立のみに留まらず、労働基準法、労働安全衛生法をはじめとする「命や生活を守る」ためのワークルールに関する学びの場を構築するとともに、労働者の権利を正しく理解するため、「就業前労働講座」等の実施にあたっては、労働組合からの講師派遣等、働く立場からの視点でのカリキュラムの推進等も含めた充実・強化を強く求める。

(2) 主権者教育の推進

子どもたちが自らの権利や義務など生活を営むうえでの必要な知識を蓄えることに加え、政治に対する意識・主体性を高めるための自主的活動が必要と考える。学校教育における主権者教育が、学校生活の中で実践されるよう引き続き、充実をはかること。

(3) 労働教育・主権者教育の拡充

すべての労働者・主権者に対して、労働教育・主権者教育を実施し、労働問題の未然防止や投票行動（投票率の向上）などにつなげることが重要と考える。そこで、労働教育及び主権者教育を教員・職員へ実施することと、各企業に対し実施に向けた働きかけを求める。

【医療・地域活性化】

＜医療＞

1. 医療体制の充実・強化

地域に必要な医療提供体制の確保は、国と都道府県の責務であり、公的責任において負担されるべきものである。この認識に基づき、以下の事項について求める。

(1) すべての医療従事者の職場環境の改善【重点項目】

医療機関での医療従事者の確保が困難な中、離職防止と質の高い医療提供体制を構築するため、法令遵守のもと、職場環境の改善を通じて、医療従事者が健康で安心して働ける環境整備を、関係団体と連携して進めること。

(2) 医師の地域偏在解消に向けた取り組み

誰もがいつでも適切な医療を受けられるようにするためには、地域や診療科による医師の偏在を解消し、必要な場所に十分な医師を配置する必要がある。このような状況を踏まえ、「福岡県外来医療計画（2024～2026年）」および「福岡県医師確保計画（2024～2026年）」に基づき、外来医療機能が不足する地域の充実化と医師偏在の是正に向けた取り組みを進めること。

2. 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムが充実することは、多くの高齢者が望んでいる住み慣れた地域で生活できる環境が整うことにつながることから、誰一人取り残されることのないシステムの充実に向け、以下の事項について求める。

(1) 介護職員の人材確保に向けた処遇改善、職場環境改善【重点項目】

不足している介護人材の確保が急務となっている。「介護職員等処遇改善加算」の拡充や「働きやすい介護職場認証事業」の推進といった取り組みを通じて、介護職員のみならず、質の高い介護ケアを提供する全ての事業所の職員の処遇改善と職場環境の向上を強く求める。また、「福岡県介護人材確保・定着促進協議会」へは、介護現場を熟知した当事者である介護労働者の参加を強く求める。

(2) 地域包括ケアシステムの体制強化

地域包括ケアシステムは、市町村が中核的役割を担っており、より緊密な連携強化に向けて、広域的な見地から市町村のニーズを踏まえた的確な支援を求める。特に、地域における医療と介護の、より緊密な連携を強化することを求める。

(3) 「福岡県医療費適正化計画」の推進について

県民が将来にわたり安心して医療サービスを受けられるよう、持続可能な医療制度と提供体制の確保をめざし、計画目標達成に向けた取り組みの強化を求める。その上で、医療費の抑制が医療サービスの質の低下につながらないように求める。同時に、県民一人ひとりが「自分の健康は自ら守る」という意識を持って行動できるよう、環境整備をはかること。

(4) 介護サービスに対する支援

介護保険の受給者・総費用が増加する一方、介護ニーズへのサービス供給がひっ迫している。この課題に対し、要介護状態への移行を防ぐ介護予防サービスを拡充し、県民の健康寿命延伸に向けた施策を強力に推進することを求める。

(5) 地域で安心して暮らすための包括的支援体制の構築

- ①認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域支援チーム「チームオレンジ」を県内全市町村へ設置を進めること。
- ②また、設置後の運営を継続的に支援し、活動成果を周知することで地域全体の理解と支援を広げること。
- ③一人暮らしの高齢者が孤立しないよう地域住民や企業が協力する多角的な見守り体制の構築を進めること。
- ④その際、地域の実情に応じた効果的な見守り活動を促進するため、デジタルツールの活用支援を含め、必要な財政的支援を求める。

3. すべてのケアラー支援に関する取り組みの推進【重点項目】

少子高齢化と核家族化により、介護負担が特定の個人に集中し、既存の支援制度だけでは対応が困難な状況が深刻化している。ケアラーへの支援は、若年層に限らず、困難を抱えるすべてのケアラーに対して、継続的かつ包括的に行われる必要がある。そのためにも、ケアラーを対象とした包括的な支援を行うための条例制定を求める。

<地域活性化>

1. 福岡県交通ビジョン 2022 の推進

生活に不可欠な公共交通の維持・確保に向けて以下の事項について求める。

(1) 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築【重点項目】

地方の公共交通は、地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担う地域経済・社会活動の基盤である。その公共交通システムの廃止・再編には広域的かつ公共的な観点での検討を求める。加えて、人材不足による公共交通サービスの低下は地域住民の日常生活に深刻な影響を及ぼすため、人材確保に向けた継続的な支援を行うこと。

(2) 物流・交通ネットワークへの支援【重点項目】

働き方改革関連法により、顕在化している物流・交通事業の必要な人材の確保、および社会インフラとしての交通・物流機能の維持・確保のため、以下の施策を推進すること。

①物流業界の適正な運賃の収受（価格転嫁）が進むよう、関係機関、県民および事業者に対し、広く周知広報活動に取り組むこと。

②社会インフラである交通および物流機能の重要性について、県民への周知広報活動を強化すること。

(3) 広域連携型コンパクトシティの構築

地域全体を見据え、市町村単独では解決が難しい、複数の市町村にまたがる公共交通ネットワークを強化し、円滑な相互移動を実現するため、広域的な視点から地域公共交通網の再構築と活性化・再生を推進すること。また、運行事業者や関連施設の整備などへの支援を通じて、広域連携型コンパクトシティを構築させること。

(4) 公共交通施設のバリアフリー化

広告媒体設置による乗降支障が問題となっている。誰もが移動しやすい交通環境となるよう駅やホーム、バス停などの公共交通施設のバリアフリー化の推進と合わせ、県による市町村への段差解消推進の働きかけを求める。

2. 渋滞緩和・走行環境への対策

都心部とつながる幹線道路などは朝夕の渋滞が著しく、公共交通の定時性が守られていない現状がある。自家用車への依存を減らし、公共交通機関へのシフトを促すための広報の強化・経済的インセンティブの導入などをはかること。また、広域的な視点から交通政策を立案・実行することで、渋滞緩和・走行環境の改善につながることから、県内各地域の状況に応じた渋滞緩和対策を関係機関と緊密に連携して推進すること。

3. 公共交通の犯罪対策支援

県民が安全かつ安心して移動できるよう、公共交通事業者と連携した防犯対策の強化は喫緊の課題である。特に、防犯カメラ設置義務の対象外となる路線では、利用者の安全確保のために、鉄道事業者の自主的な取り組みを支援することが重要である。そのため、鉄道事業者の負担軽減に向けた支援策を講じること。

4. 交通空間の整備および交通マナー向上の推進

今なお交通事故により多くの尊い命が失われており、依然として厳しい交通情勢にある。安全で快適な交通社会をめざして、以下の事項について求める。

(1) 通学路などの危険箇所の改善

警察、道路管理者との連携をより一層深め、情報共有と合同での対策検討を強化すること。また、地域住民との連携により、危険箇所の早期発見と対策への反映をはかること。これらの連携を通じて、通学路の安全性向上に向けた具体的な改善策を迅速に実施すること。

(2) マナー違反者への指導や取締りの強化

交通マナー違反者に対する指導や取締りの強化は、安全な交通環境を維持し、交通事故を減らす上で不可欠である。交通実態を分析し、重点的な指導や取締りを行うことで、安全で快適な道路交通環境の実現をめざし、必要な対策を講じること。

(3) 交通安全運動などの安全対策の促進

近年、シェアサイクルなどの自転車や特定小型原動機付自転車の利用が増加傾向にあり、それら利用者の重大事故を防ぐため、ヘルメットの着用推進に向けた取り組みをさらに充実させること。また、外国人が関わる交通事故を抑止するための取り組みを強化し、異なる交通習慣やルールへの理解を促すための啓発活動や多言語対応の情報を充実させるなど、きめ細やかな対策を求める。

5. デジタル・ガバメントの推進

県民がいつでもどこからでも行政サービスの手続きを行えるよう、マイナンバーカードの普及促進をはかるとともに、行政手続きのオンライン化を一層加速させること。その際、高齢者が取り残されることがないように、具体的な支援策を講じること。

6. 投票率向上の取り組み

有権者の投票機会のさらなる確保のため、投票当日投票所の維持はもとより、共通投票所設置の拡大や期日前投票時間の延長、移動期日前投票所の拡充について、市町村に働きかけること。また、投票機会の確保および投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする環境整備に向け国とも連携して取り組むこと。

7. 新しい生産技術開発などに向けた産学官との連携および支援

水素分野、バイオ分野、半導体部門へ引き続き支援を行うとともに、将来へ向けて期待が高まっている新たな形の太陽光発電など、国の動向も見つつ、新分野への生産技術開発に向けた初期段階の支援、また研究などへの支援と合わせ、支援効果を客観的に評価できるよう可視化を求める。

8. 新たなモビリティサービスの活用と課題および地域活性化に向けた取り組み

九州 MaaS のような ICT を活用した移動サービスは観光客誘致に大きく貢献する可能性を秘めている。しかしながら、キャッシュレス決済や多言語対応といった受け入れ環境の整備は事業者（主に観光業界や交通業界）の負担となる場合がある。したがって、その負担を軽減し、より多くの事業者が恩恵を受けられるよう、さらなる支援策を講じること。

【環境・安全】

＜環境＞

1. 環境保全と地球温暖化対策の強化推進

福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）の最終年度である 2026（令和 8）年度までの目標の達成に向け、引き続き、SDGs の考え方を浸透させる取り組みを進めること。なお、計画策定から 3 年以上が経過していることから、取り巻く環境の変化に応じ、目標や施策の見直しを実施した場合は、その背景および新たな目標や施策の必要性などについて、広報・周知活動を充実すること。

2. 「2050 年カーボンニュートラル」の実現

福岡県地球温暖化対策実行計画（第 2 次）の実行に向けては、社会的な合意形成が不可欠であることから、以下について取り組むこと。

（1）GX と「公正な移行」の具現化に向けた地域における取り組み【重点項目】

カーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化対策は、多くの産業およびそこに働く労働者・家族などに関わる。特に中小・零細事業者における雇用への影響を適切に評価し、サプライチェーンだけでなく、地域レベルでの目配りと強力な支援を行う必要があることから、以下の取り組みを行うこと。

- ①カーボンニュートラルの実現に向けた関連計画の改定や具体的施策の検討・策定にあたっては、労働組合を含む関係当事者を含めた社会対話を行い、丁寧な合意形成をはかること。
- ②地域の雇用・経済、人口動態などの不確実性を踏まえた複数のシナリオやオプションの提示による予見可能性を確保したうえで、地域の産業・企業・団体が実行計画を策定・実施する際に必要な情報提供と技術的支援を行うこと。
- ③「公正な移行」の具体化に向けて、「グリーンな雇用創出」や「地域脱炭素化」、「失業なき労働移動」と重層的なセーフティネットの検討の早期着手と必要な予算措置を行うこと。
- ④失業や労働移動による労働条件の低下などの雇用への悪影響が生じうる産業・地域の特定と、その影響度の測定と分析を進めるとともに、地域における雇用吸収力のある「グリーンな産業」の育成、労働者の教育・訓練、社会保険や住宅などの社会的セーフティネットの強化等の必要な対策を一体的に検討すること。

（2）地域・家庭における理解促進

「デコ活」「エコファミリー」および「九州エコファミリー応援アプリ（愛称：エコふぁみ）」の普及に向け、引き続き周知・広報活動に取り組むこと。

（3）市町村との連携強化

地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取り組みが進んでいない市町村に対して、引き続き、必要な支援を行うこと。

3. 安全・安心で安定的なエネルギー社会の実現

県民が安全で安心して暮らせる、安定的なエネルギー社会の実現に向け、以下の取り組みを進めること。

(1) 再生可能エネルギーの着実な普及拡大

再生可能エネルギーの着実な普及拡大に引き続き努めるとともに、再生可能エネルギー拡大に期待が持てるペロブスカイト太陽電池の研究をはじめとした各施策・事業を着実に進めること。

(2) 利用者の視点に立った自動車の電動化の推進

利用者の視点に立った自動車の電動化に向けては、エネルギー供給および周辺インフラ設備のあり方が課題となる。あわせて、電動化関連の課題の解決につながる製品・生産設備の施策や開発などの推進も重要であることから、以下について取り組むこと。

- ①本年4月から公募が開始された、「CASE 等関連技術・製品開発支援補助金」の周知を強化し、利用者の視点に立った電動化を推進すること。
- ②将来的なグリーン水素の輸入を視野に入れて訪問したニューサウスウェールズ州と締結した「水素分野における協力促進に関する覚書」に基づく、商談会や産学官交流の実績・成果および今後の取り組み方針等について明らかにすること。
- ③電動車普及にあたっては、充電・充電インフラの整備・運営が必須であることから、電動車購入および急速充電器を含むインフラ導入・運営等における補助金・融資等を継続するとともに、周知・広報に努めること。
- ④今後の水素利活用に向けては、福岡県のみならず国内・世界的な普及に向けたグローバルな視点が重要となることから、全国的な水素利活用の推進や水素ステーションの整備・運営に向け、リーダーシップを発揮すること。あわせて、目まぐるしく変化する世界・国内情勢や業界の動向への対応に向けた調査やその結果を踏まえた対策の検討・実施などに取り組むこと。

<安全>

1. 総合的な防災・減災対策の充実・強化

毎年、全国各地で大規模な自然災害が発生し、令和6年能登半島地震でも甚大な被害が発生した。そのため、平常時から想定される最大規模の災害に備えた防災・減災対策を講じることが求められていることから、以下について要求する。

(1) 地域インフラの整備【重点項目】

公共交通網やライフラインは被災すると復旧に長い時間がかかり、その間の地域経済や地域住民の生活に極めて大きな影響を及ぼすことから、以下の取り組みを強化・推進すること。

- ①公共交通網やライフラインの途絶を未然に防ぐ取り組み（リダンダンシー向上）に向け引き続き防災・減災対策を推進すること。
- ②「福岡県地域強靱化計画」に基づく、交通インフラや上下水道・汚水処理施設等の重要業績指標に関わる対策については、計画の前倒しも含め強化すること。
- ③浸水危険箇所の適切な点検に伴う優先順位の高い地域の排水機場の増強等、計画の前倒しも含め、引き続き浸水対策を進めること。

(2) 福岡県地域強靱化計画の推進

福岡県地域強靱化計画における評価「C（目標達成に向けより一層の推進が必要）」「D（目標達成困難）」の課題にあわせた確実な対策を講じること。

(3) 福岡県建築物耐震改修促進計画

地震に強いまちづくりの推進に向けた取り組みを継続するとともに、以下について対応を強化すること。

- ①令和6年能登半島地震で明らかなように木造戸建て住宅の耐震化は非常に重要であることから、引き続き、耐震改修補助制度の周知・徹底をはかること。また、更なる耐震化の促進に向けた情報共有や意見交換を行う「福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会」への自治体参加率の向上に努めるとともに、意見交換や事例共有等による全自治体の耐震化意識の向上を図ること。
- ②福岡県の防災拠点となる公共施設棟の耐震化は、文教施設等に比べ、社会福祉施設・市町村庁舎・体育館が低い実態にあることから、早急に対策を行うこと。

(4) 情報伝達機能の強化

すべての人の命を守るために、正確な情報を確実に利用し、正しい状況判断を行えるよう、引き続き、情報伝達手段の周知・広報に努めるとともに、MCM 無線の廃止となる自治体と連携し、他の無線手段の導入に向け、必要な支援を行うこと。

(5) 避難行動の体制整備

災害発生時における安全な避難行動の実践に向け、引き続き、避難訓練・避難所運営訓練を実施すること。また地域防災力の強化に向け、地域住民の参加に向けた取り組みを促進すること。

2. 飲酒運転撲滅対策、交通事故防止対策の推進

(1) 飲酒運転の撲滅【重点項目】

飲酒運転の撲滅に向けては、広報啓発活動や取り締まりの強化等、様々な取り組みを行っているものの飲酒運転「0」には遠い状況にあることから、以下について取り組むこと。

- ①飲酒運転撲滅に向けては、子ども時から含めた全世代における「飲酒運転＝悪（犯罪）」であることの意識づけが極めて重要であることから、義務教育期間中も含め「飲酒運転撲滅活動アドバイザー」の積極的な活用をはじめとした教育・啓発活動を充実・強化すること。
- ②飲酒運転の検挙・指導書交付とも増加傾向にあることから、コンビニを含む酒類販売・提供者への対策および取締りを充実・強化すること。
- ③自転車・電動キックボード等（特定小型原動機付自転車）も飲酒運転となることを認識していない場合もあることから、飲酒運転定義の周知・啓発を強化すること。

(2) 高齢者の運転免許自主返納への対応

高齢者の運転免許の自主返納にあたっては、自主返納後の生活基盤となる交通手段の確保は大きな課題であることから以下について求める。

- ①高齢者が安心して運転免許証を自主返納できるよう、各市町村との連携のもと、引き続き、地域性に応じた地域交通の整備および代替交通手段の確保に向けた支援を行うこと。
- ②免許返納高齢者への生活支援の環境整備の推進に向け、買い物弱者対策を検討するための市町村への経費に対する補助金を充実すること。また各市町の試験導入・実証事業および本格運用での課題等があれば、引き続きその対策に取り組むこと。
- ③免許返納を促しても応じない高齢ドライバーのご家族等（免許を持たない方含む）からの相談窓口（安全運転相談窓口）や専用ダイヤル（#8080）にたどり着くための周知・広報活動をさらに充実・強化すること。あわせて、交通安全アドバイス等により、警察官が訪問した際に免許返納等に関する各種説明を行うにあたっては、家族同席により説得効果が向上する可能性があることを家族へ説明し同席を要請するなど、引き続き、可能な限り家族の同席を求めること。

(3) 高齢者の安全運転への対応

地域交通の整備、買い物対策等が講じられるまでの期間において、生活のため、どうしても自主返納が困難な高齢者の安全な運転に向けては、福岡県が推奨している「補償運転」が重要であるが、まだまだ認知度が低い状況にある。そのため、ご家族や地域住民含めた見守りも意識するなど、認知度向上に向け、さらに周知・広報活動を充実・強化すること。

3. DV・児童虐待・性犯罪等に関する対応

(1) DV・児童虐待対策

DVや児童虐待の通報・摘発・相談件数は増加傾向にあり高い水準で推移していることから、虐待やDVの対策強化に向け、以下について取り組むこと。

- ①引き続き、相談者に寄り添った相談窓口の運営に努めること。
- ②相談窓口や第三者通報等の存在に気付き・たどり着くため、県民の認知度向上に向けて周知・広報活動を充実・強化すること。
- ③「こども家庭センター」の運営・運営に向け、運営主体である市町村と連携をはかり、研修会の充実等、引き続き、必要な支援を積極的に行うこと。

- ④「福岡県子ども意見表明支援センター」設置から1年が経過したことから、この間の運営における課題を把握し、子どもの権利擁護に資するセンター運営となるよう適切な対策を講じること。

(2) 性犯罪対策

令和6年の性犯罪の認知件数は、482件となり、令和5年の362件から大幅に増加するなど、増加傾向に歯止めがかかっていないことから、「犯罪が起きにくい」環境整備に向け、引き続き、①防犯アプリ「みまもっち」の周知、②地域住民・自治会・企業等と連携した啓発活動、③取り締まりを充実・強化すること。

4. カスタマーハラスメントの撲滅

社会問題化しているカスタマーハラスメントの防止に向け、以下について取り組むこと。

(1) 社会的合意形成の推進【重点項目】

カスタマーハラスメント防止に資する周知・啓発を行うとともに、カスタマーハラスメントを防止する条例の制定など、社会的な合意形成に向けた取り組みをすすめること。

(2) 事業者による取り組みの推進

カスタマーハラスメント対策の事業者の責任による組織的な取り組みの推進に向け、引き続き、周知・啓発活動に取り組み、事業者の取り組みを推進すること。とりわけ、周知・啓発が届きにくい、「よかばい・かえるばい企業」や「子育て応援宣言企業」に未登録の事業者への対応を強化すること。

(3) 消費者教育の充実・強化

行き過ぎた暴言や脅迫等の心理的に制圧を加える言葉の暴力行為等のカスタマーハラスメントにより、消費者が加害者とならないため、事業者に苦情や改善要望を申し立てる適切なコミュニケーションに関する消費者教育を行うこと。

5. こころの健康対策

令和6年度の福岡県の自殺者数は、令和5年度から減少したものの853人もの尊い命が犠牲となっている。自殺の原因・動機別では、「健康問題」「経済・生活問題」「家庭問題」の順となっており、メンタル不全（健康障害）対策や自殺対策の強化は極めて重要であることから、以下に取り組むこと。

(1) 相談窓口の充実・強化

引き続き、①相談窓口および自殺対策の機能充実を含めた体制強化、②相談窓口等のさらなる周知・広報活動の強化・充実をはかること。

(2) SNSリテラシー教育の充実

2022年から2024年の3年間で、SNSやインターネット上のトラブルが原因の1つとなった自殺者は全国で101人に上っており、早急な対策が必要である、とりわけ、教育過程の子どもたちを誹謗中傷やいじめ、有害な情報等から守り、心の健康を維持するためのSNSやインターネットの適正利用は重要であることから、SNSリテラシー教育等を充実すること。

以上